

付編 4 近世史料にみる「金山堤」について

磐田市役所・市誌編纂係 徳 橋 伸 一

国道1号線・三ヶ野橋から北へ約0.5kmの太田川左岸堤防に接続した、延長約0.8km（現存部分）のいわゆる「横堤」が北東へ向かって蟹田川まで延びている。

この堤は宝暦12年（1762）「玉越村堤ニ関スル請文一札」（小山村文書『袋井市史史料編』近世所収）、天明7年（1787）「遠江国豊田郡小山村と山名郡玉越村堤上置再論御裁許上ケ證文」（前同）に拠ると、「横堤」あるいは「内堤」と称され、文化2年（1805）の史料には「字金山堤」（前同）とある。「金山堤」の築堤に関する起源は不明であるが、元禄元年（1688）『土橋村堤上置等ニ関スル裁許状』に「土橋村堤長百七拾九間之所前々より満水之節者堤之上致越水來候処、至去春從土橋村右之堤江致上置」とあることによって、少なくとも貞享年間には既に存在していたことがわかる。

因に中世の土橋郷は、永禄9年（1566）今川領、同12年徳川領、元亀4年（1573）武田領、天正7年再び徳川領といったように支配の変遷が著しい。土橋郷のほか、小山、西島なども戦国期の史料に初見できるが知行関係に限られている。「金山堤」と集落のかかわりについて中世まで溯ることは今のところ困難な状況にある。

「金山堤」は、袋井バイパス建設工事により道路敷下に埋没することとなったが、近世においては堤の高さ、修復をめぐり、小山村と土橋村、玉越村、さらに南部の下郷に当る新池村外5か村との間に争論が繰り返し起きている。「金山堤」すなわち内堤は玉越・土橋・小山3か村境にまたがる。太田川氾濫の際、逆水が小山村へ流入し、水嵩が増すと内堤を乗り越えて川下の玉越村、土橋村へ押し流れた。今回の発掘調査において、堤の縦断面に小礫まじりの砂層がかなり広い範囲で認められている。これはかつての氾濫による土砂堆積を示すものである。

元禄期において、川下の土橋村が内堤に置土したことから、川上の小山村と争論となった。元禄元年（1688）、土橋村の堤上置と道通置土に対する小山村の訴えにより、堤・道通の置土の撤去とその後の置土禁止、堤の高さ、敷（堤の基底幅）、馬踏（堤の上部幅）及び堤の長さについて、幕府勘定奉行の裁許が出された。この裁許で堤の長さは、土橋村分179間（325m）、玉越村分203間（369m）となっている。元禄当時、土橋村・小山村・玉越村はともに幕府領であった。

下って宝暦11年（1761）川下の玉越村が出水の度に水防のため堤へ置土をしたことに対して、川上の小山村は、定寸より高くなつた置土の削除を要求し、再び争論が生じた。訴訟方の小山村としては、太田川氾濫時の逆水が村内に滞留し、排水ができず田畠冠水の難を蒙ることとなり、一方川下の玉越村は、度重なる堤決壊により耕作土が流失し田面が1尺（30.3cm）余り低くなつたという。相手方である玉越村の返答の趣は、元禄年間に小山村と土橋村との間に紛争が生じた際、玉越村は争論外にあって裁許の堤定寸に關知せず、裁許絵図もない。また、堤決壊の場合その原形に復すのみであり、堤修復に小山・土橋両村の立合をうけて定寸を改めることはないというものである。

争論吟味後、評定所宛の連判一札では、元禄裁許当時の玉越村も幕府領であり、争論外ではあったが地改に立合い、裁許絵図にも玉越村堤の規模が規定されていることから、玉越村堤長203間のうち5か所の高さを西から1間6寸（1.99m）、5尺6寸（1.69m）、1間（1.81m）、1間1寸（1.84m）、5尺8寸（1.75m）とし、その馬踏は4尺5寸（1.36m）から3尺7寸（1.12m）まで、敷は3間4尺2寸（6.72m）から2間2尺4寸（4.36m）までの規模でいずれも耕地面に即した定寸の記載がある。宝暦12年（1762）8月、これらの定寸に従い、玉越村堤について小山村（旗本花房氏・同鈴木氏・同丸毛氏の相給）、玉越村（旗本菅谷氏知行）、土橋村（旗本菅谷氏知行）3か村立合の上、堤の

高低を改め、以後は土橋村堤同様に心得ることを約した。

元禄裁許では、土橋村堤179間（325m）のうち上置削除の長さ75間4尺（137.56m）の間の11か所について高さ・敷・馬踏の定寸も規定されていた。

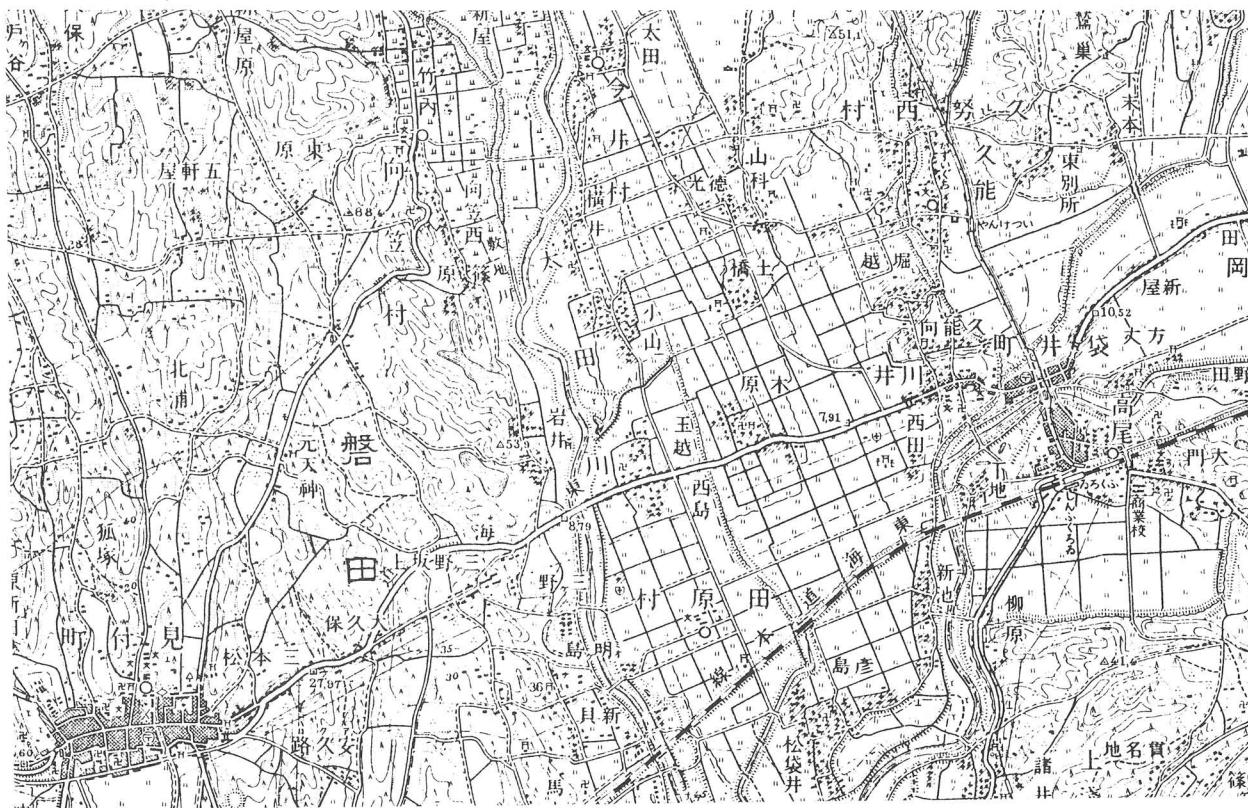
しかしながら、天明7年（1787）再び小山村は、玉越村・土橋村の地境横堤への上置（置土）、腹付（堤側面の修復）による落水支障を訴えることとなった。玉越村・土橋村は、天明4年（1784）川下に位置する新池村外5か村から、横堤の普請がなおざりであるとの訴えが出たため、御定の寸尺に従って修繕を施したのみであり、過分の上置ではないとした。代官、手代らの地改によると、玉越村堤・土橋村堤の総間数457間余（830.8m）のうち、玉越村堤の御定寸3番の箇所がこれまで切所にはならなかったが、土砂流出により低くなつたため、同箇所へ5寸（15cm）上置し、それより水盛（水平）を以て総間数457間余の全堤に置土したところ、訴訟方の小山村は押堀によってできた堀底からの堤の寸尺を基準として御定寸より高い旨を主張し、堤補強のため植えられた篠・小笹を刈り払った。

宝暦裁許の後、小山村・玉越村・土橋村3か村立合のもとで、堀と田地形との中分（中間点）から御定寸に照合し堤の高低を修正したが、天明7年（1787）8月の裁許においても、論所の横堤は水盛によって高下を修正し、置土のほか篠・小笹などを植えず、全て「元禄裁許」に相当する堤の規模を双方は順守し、以後再論に及ばないことを約し、和解に至った。

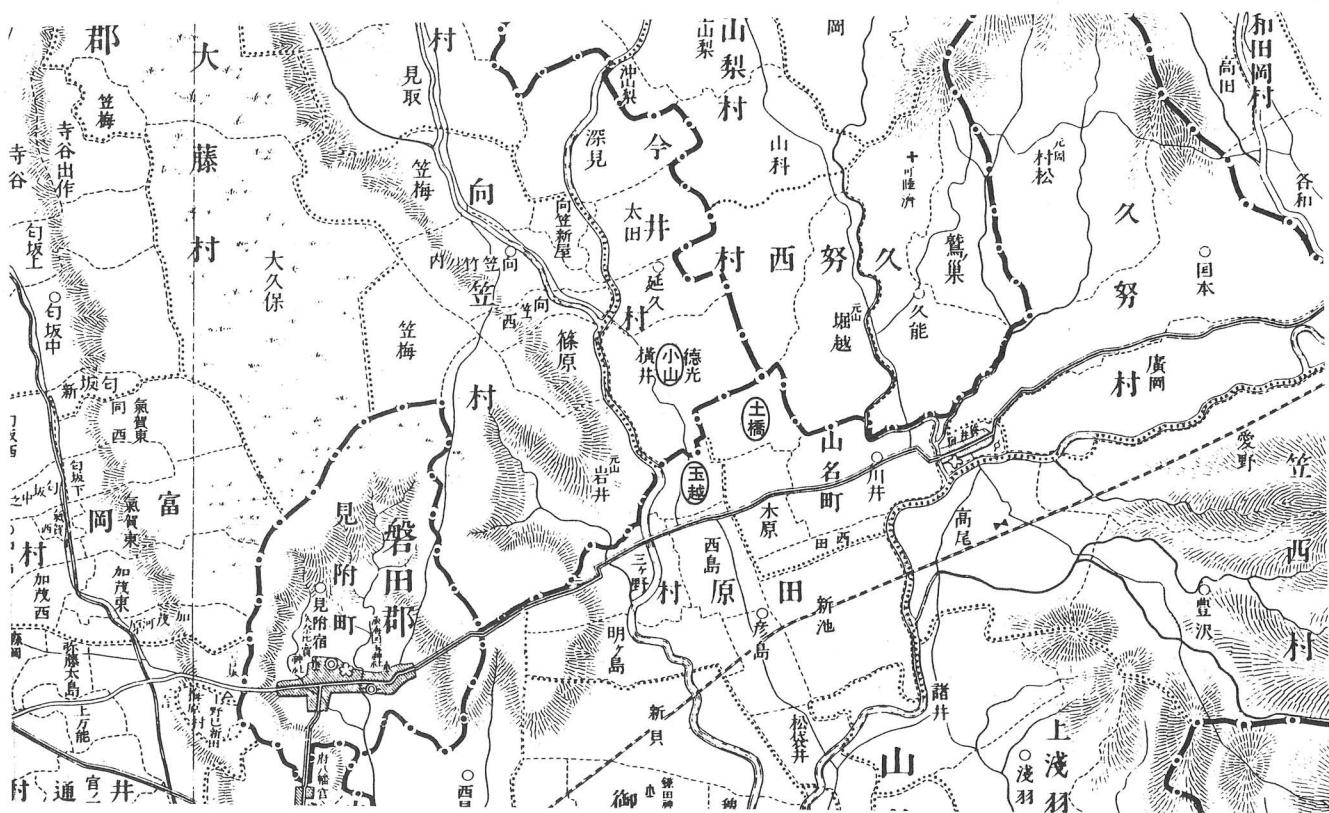
「元禄御裁許御裏書」には、「土橋村ハ地形高く、小山村ハ地形低く候故、堤越水吐セ候而茂、小山村水怒（洪水）に可成処」とあって小山村が「水腐村方」であると認められてはいたが、再三の出入は堤高さの改方から争いが生じた。

文化2年（1805）の「字金山堤新規扒撻伏込御裁許背出入」では、玉越村が「金山堤」を切割り、溝堀を設けて用水を引こうとしたため、新池村・西田村・彦島村・松袋井村など南部村々は、「金山堤」が水下の村々と袋井宿から見付宿の東海道往還を守る「大団」の役割を果しているとして、これに反対した。

「金山堤」は、太田川中流の乗越堤あるいは控え堤として、結果的には洪水を滞留させながら流下することによって、下流の洪水調節を行なうとともに、耕地の保全と街道を防備し、また洪水の溢流によって、沿岸耕地を肥沃にする氾濫灌漑に類似した面をもっていたといえる。



第76図 「見付」五万分の一地形図（明治22年測図・昭和15年部分修正、大日本帝国陸地測量部）より



第77図 「静岡県管内全図」(明治22年) より